

KiKo NEWS

遊技産業健全化推進機構ニュース



またも失われた幼い命～ホール駐車場の巡回は？ 試される業界の本気度
災害協定広がる～大阪 ホール駐車場を避難所に
「ダイナムの香港市場上場が問いかけた3店方式の問題点」三堀 清
店長に求められる知識「マーケティングⅢ」

IO
OCTOBER 2012



CONTENTS

10 October
2012

またも失われた幼い命～ホール駐車場の巡回は? 試される業界の本気度	1
災害協定広がる～大阪 ホール駐車場を避難所に	10
機構の窓から「ああ! また」	14
店長に求められる知識「マーケティングⅢ」	15
「銀世界の裏」51～ダイブ?	18
「ダイナムの香港市場上場が問いかけた3店方式の問題点」 三堀 清	22
データでみるパチンコ業界	25
お知らせ	28

またも失われた幼い命

今年もホール駐車場で幼い命が失われた。

炎天下、車内に閉じ込められた生後5か月の男児が死亡、母親は逮捕された。
毎年繰り返される悲劇。

全日本遊技事業協同組合連合会など各ホール団体は「巡回を徹底するよう」通達を出した。

子供の保護は「義的に親の責任である」。

それを踏まえた上で業界は「放置事故ゼロ」を掲げ、これまで運動を推進してきたはずだ。

それなのに何故、事故の続発を食い止められないのか。

最も肝心な駐車場の巡回は定期的に行なわれているのかどうか。現場の模様を報告する。

各ホール団体が「巡回」を文書で各地に流したままではないはずはない。

残念ながらきちんと駐車場の巡回を実施しているホールとそうではないホールがあるのが現実である。
これをどう是正していくのか。ホール団体の真剣な取組みが求められている。

ホール駐車場の巡回は？

試される業界の本気度



屋外 駐車場で 生後5か月男児が犠牲に

事故が発生したのは8月16日夕、三重県桑名市のホール屋外駐車場だった。西南端に停めてある軽乗用車左後部座席のチャイルドシートで男児がぐったりしているのを同県警察名署員が発見した。男児は病院に運ばれたが、約1時間後に死亡が確認された。

同署の調べによると、同市内の母親(45)が車でホールに来店、午後2時半ごろから約3時間、長男(生後5か月)を車内に置き去りにしていた。車のエンジンは止め、窓は閉め切ったままだった。津地方気象台によると同市のこの日の最高気温は32・9度(午後3時過ぎ)を記録、男児は熱中症で死亡したものとみられる。同署は母親を保護責任者遺棄致死容疑で逮捕した。

母親は育児に悩み、児童相談所が「家庭での養育は難しい」と判断、両親の同意を得て男児を乳児院に預けていた。この日は一時帰宅期間の最中で、母親と男児が外出したまま帰らないため、父親(47)

が午後4時に近くの交番に届けていた。その後、母親から「パチンコ店にいる。子供は車の中」と電話があり、同署員が確認に駆けつけ、男児を発見した。

母親は調べに対し「考え事をするためにパチンコ店に行った。車の様子を何回か見に行った」と話しているという。

同ホール関係者の「複数の清掃員で駐車場の定期巡回はしていたが、交通誘導員はおらず、入場拒否まではしていなかった」との話が報じられている。

「痛恨の極み」

警察庁によると、こうした事故は04年以降13件起きている。同庁は昨年、ホール団体に対し、子供連れで来店するお客さんについて「駐車場そのものへの入場を断る」ことなどを要請していた。これを受けて店舗出入り口などに「お子様を連れた方の入場禁止」などのポスターやのぼりを掲げるホールも目立つようになっていた。

事件の発生し

たホールが所属する団体では「乳児車内放置死亡事故を起こしてしまいましたこと、誠に申し訳なく、ホール団体並びに遊技産業関係者の方々に心から深くお詫びを申し上げます」の文書を翌17日に発出した。

また、8月末の臨時社員総会で同事故に対する声明を採択した。「定期的な店内放送及び駐車場監視員による1時間に1回の巡回チェックも行なわれていたとのことです。しかしながら、駐車場の車内に生後5か月乳児が(略)放置され、死亡に至ったということは紛れもない事実であり、(略)加盟企業に対し、駐車場における乳幼児の車内放置事故を防止する対策の総点検を直ちに求めるものです」との内容で、事件を「痛恨の極みをもつて教訓」とするとしている。



またも失われた幼い命

ホール駐車場の巡回は？ 試される業界の本気度

駐車場の現場

炎天下の巡回は実施されているか

ホール駐車場の現場はどうなっているのだろうか。

いくつか関東地方のホールを8月末に見て回った。炎天下の駐車場で巡回がちゃんと行なわれているかどうか。それを確かめるためである。

ホールA

店舗の周りに残る雑木林から蟬時雨が降り注ぐ。積乱雲が彼方に見えるが上空は抜けるような青空。関東東部の幹線道路沿いのホールAは強い日差しにさらされていた。赤字に白抜きの「新装開店」のぼりが風にはためいている。駐車場は店舗の片側にスペースを取っている。午後1時過ぎ。気温が上昇している。予想最高気温は32度だった。

駐車場は400台収容可能と案内にある。店舗寄り、道路寄りのスペースに車が多い。アスファルトに車止めの縁石、スペースを示す白いマークがあり、様々な列が出来ている。周りを一周してみた。

出入り口は2か所。監視員はいない。出入りは自由である。道路から遠い裏側はやはり空気が目立つ。付近には梨畑や竹林が残り、高層のマンションも混在する。目勘定では約120台が駐車しているようだ。一周している間にも巡回している姿は見えない。

店舗と道路を挟んで反対側に陣取る。遮る建物がないので駐車場が見渡せる場所である。

どのぐらいの出入りがあるのか。車の数をチェックしてみた。13時25分。小型車が2台出て行き、乗用車2台が入ってくる。すぐ白の乗用車が入る。続いて白い小型車が入り込む。ほぼ1分ごとに車が出入りする。めまぐるしい。

車を降り、グレーのシャツの白の半パン姿の男性が店舗に入っていく。黒のTシャツの若者がバイクで乗り付ける。

ワゴン車、トラック、乗用車…。2か所を見ているだけで疲れる。13時42分までの間にチェックした数は計26台。出と入りがちやうど13台ずつだった。10分間で20台と

すると、1時間では120台にも上る。巡回したとしても1時間に1回ではチェックしきれないのではないだろうか。

そんな疑問を持ちながら、駐車場を見渡すが巡回が行なわれる気配はない。暑い。女子中学生が大きなバスタオルを持って道を歩いていたぐらいだから、この地区でも珍しい高温なのだろう。

駐車中のワゴン車などにはスマートフォンガラスも結構混じっている。

発売されたばかりの「AKB48」が電光掲示板に映し出されているが、強い日差しでかすんで見える。

1時間余経過したが、従業員や警備員、清掃員らが現れることはなかった。駐車場には監視カメラが設置されているが、車内までは確認出来ないはずだ。

「最低1時間に1回は巡回する」という通達は何回も出ている。が、少なくともこの日暑い時間帯に行なわれてはいなかった。

「心配ではないのだろうか」。やや暗い気持ちで現場を離れた。

ホールB

翌日。今度は関東南部地区のホ



ールに向いた。

ここは大手チェーンが経営するホールB。大型店である。「ここは実行しているだろう」。そんな見通しだった。

午前11時ごろ到着。店舗の周囲すべてが駐車場になっている。広い。670台が収容出来るとい

命も失われた幼い命

ホール駐車場の巡回は？ 試される業界の本気度



っている。かなりの年齢に見える。

車の前後を見るのではなく、車

と車の間を通り、側面を見ている。

駐車場の清掃を兼ねた巡回である。

気分が一転、明るくなり、作業

を見守ることにした。

作業は実に丁寧。車の間を縫つ

てゴミを拾い、車内を見る。ゆっ

くり、ゆっくり歩くので時間がか

かる。店舗正面から北側、裏側に

移っていく。直接後をつけるわけ

にもいかないので、敷地外のフェ

ンス沿いに歩き、作業を観察した。

北側は道路を挟んで一面の畑。ま

だ農地の残っている地区だ。アス

ファルトの照り返しがまぶしい。

気温は上昇していく。

男性は裏側から南側の車列に移

る。スラロームのように蛇行しな

がら進んでいく。結局、作業が終

了したのは12時02分。約50分か

かったことになる。

これだけじっくり見て歩けば、

もし車内に子供がいたとしても発

見出来るだろう。

「店内で放送もしてるし、子供を

連れてくるお客さんはいないね」。

真っ黒に日焼けした男性はこう話

していた。

このほか中央地区繁華街のホー

ルなども見て回った。屋外ではな

く立体駐車場や契約駐車場、また

地元の商店と共用のものなど様々

な形態があった。出入り口に監視

員が配置されていたのは立体駐車

場1か所だけだった。



駐車場の巡回は警備や清掃の会

社に委ねるケースが多いようだ。

担当者はゴミを片付けたり、車内

をチェックしたり忙しい。警察の

依頼で手配ナンバーをチェックす

ることもある。ワゴン車でゴト師

グループが乗り込んで来ること

もある。仕事を受けた会社が「巡回」

をどの程度真剣に受け止めるか。

さらに言えば仕事を指示された担

当者が真面目に取り組むかどうか。

駐車場の現場はそうした個人によ

って左右される可能性をはらんで

いる。

だから仕事を「発注」する側の

ホールがきちんと内容を伝え、ま

た、仕事ぶりをチェックする必要

がある。他人任せでは事故は繰り

返される恐れがある。今回、日中

の事故の危険が高い時間帯にホー

ルを回った。巡回が行なわれてい

なかった所は、そうした監視の目

が緩かったとも推察出来る。「駐

車場巡回を徹底しよう」というお

題目だけでは事故は防げないと痛

感した。

そして課題はホール対応の「落

差」の是正になるだろう。きちんと

巡回を実施しているホールと手抜

きとは言わないがそうではないホ

ールがあるのは事実。事故が発生

すれば、それはホール業界全体の

評価に繋がる。この現実を関係団

体がどう修復していくのか。通達

を流すだけではすまないことは分

かっているはずだ。今後、対応の

均一化をどう図っていくか。再発

防止は今後の対応にかかっている。



ハンマーを用意！

ホール団体が次々と通達

「確実な巡回確認」を

全日本遊技事業協同組合連合会は事故翌日、青松英和理事長名で各都府県方面遊協に「緊急通達」ホール駐車場で車内放置の乳児死亡を受け 子供事故防止対策の徹底について」を出した。

通達文書では、三重県の死亡事故概略を説明した後、子供事故防止について今年3月21日と6月21日の2回にわたって通達を出したが、「残念ながら5年連続で事故が発生しております」とした。そして「昨年7月には警察庁から車内放置事故の防止に係る要請がなされており、この度の事故発生を受け、ホール事業者として同じような事故を繰り返さないためにも、改めて、下記により傘下組合員ホールに周知徹底されますようお願いいたします」と呼びかけている。

具体策としては確実な巡回確認と効果的な店内放送等の実施を徹

底し、「地域住民の皆様へ強くアピールする」としている。特に留意点として、「これまでの事例でも明らかにように、ポスターの掲示や店内放送等だけでは幼い我が子を無責任に放置するような親」にはあまり効果がありません」を挙げ、実際に巡回を行なうよう求めた。

さらに8月20日には「厳しい残暑に向けた『子供事故防止対策』の

更なる徹底について」を各都府県方面理事長に通達した。このうち「事故防止4箇条」の(2)の広報事項に「緊急性が高いと判断した場合には、窓ガラスを割り救出することもありえること」を初めて入れた。同遊連では「以前からハンマーなどを用意して救出することとは口頭では言ってきましたが、対策を強化する意味で今回盛り込みました」と説明している。

全日遊連 8月17日付け通達

内容については以下のとおり。

全日遊連発第208号
平成24年8月17日

各都府県方面遊協(連)
理事長殿

全日本遊技事業協同組合連合会
理事長 青松英和

緊急通達

ホール駐車場で車内放置の乳児死亡を受け 子供事故防止対策の徹底について

8月16日(木)に、三重県内のホール(非組合員)駐車場で乗用車車内に放置された生後5ヶ月の乳児(男)が、熱中症とみられる症状により死亡するという事案が発生しました。

保護者は午後2時半頃、ばちんこ店駐車場で乗用車を止め、窓を開け切ったエンジン停止中の車内後部座席に乳児を放置し約3時間遊技をした後、乗用車に戻ったところ、車内でぐっすりしている乳児に気づき、その後、乳児は病院に搬送されたものの間もなく死亡が確認されたとのことです。

地方気象台によると、この日の隣接地域の最高気温は32.9℃を記録しており、日陰のない屋外駐車場に止めていた車の車内温度はかなりの高温であったと思われる。警察では保護責任者遺棄致死容疑で保護者を逮捕する方針とのことです。

ホール駐車場等における子供事故防止については、本年3月21日付全日遊連発第543号や6月21日付全日遊連発第112号の通達でも徹底方を要請しているところですが、残念ながら5年連続で事故が発生しております。

昨年7月には警察庁から車内放置事案の防止に係る要請(平成23年7月28日付発刊194号参照)がなされており、この度の事故発生を受け、ホール事業者として同じような事故を繰り返さないためにも、改めて、下記により傘下組合員ホールに周知徹底されますようお願いいたします。

記

1.実施事項

「ホールにおける子供事故防止対策4箇条」(別紙)により、ホール駐車場等の確実



またも失われた幼い命

ホール駐車場の巡回は？ 試される業界の本気度

窓ガラスを割って救出

また、日本遊技産業経営者同友会（松田高志代表理事）は事故を受けて「ぱちんこホール駐車場における子供の駐車場内放置事故の絶無に向けて」を公表した。「ぱちんこ営業に対する社会的認知の向上、社会と国民からの広い信頼と支持をいただき、業界の更なる健全発展のため」事故防止に取り組むよう会員に訴える内容。

そして「緊急時対応マニュアル」

では ①携帯電話か無線機、ハンマー、ガムテープを持参 ②車内に子供を発見した場合、ガラス窓をたたき、反応を見る ③反応がない時には110番通報するとともに店舗の責任者立ち会いのもと、窓ガラスを割って子供を救出する——としている。すべてのドアがロックされ、窓にも隙間がなく、やむを得ない場合に限定されるが、

①子供から最も遠い窓ガラスを割る ②ガラスの破片が飛散しないようガムテープを貼ってから作業を行なう——など細かく記載されている。子供の写真を掲載した「お客様へのお願いとお断り」のPOP見本も作成した。緊急性が高い

2

な巡回確認と効果的な店内放送等の実施を徹底するとともに、ホール業界が子供事故防止に積極的に取り組んでいることを来店客並びに地域住民の皆様へ強くアピールすることによって、子供事故防止に対する意識をより一層高めて頂くようお願いいたします。

2.留意点

これまでの事例でも明らかなように、ポスターの掲示や店内放送等だけでは幼い我が子を「無責任に放置するような親」にはあまり効果がありません。

また、最近ではスモークガラスの使用や黒色フィルムを装着している車両も多く、内部が見えにくい状況となっていますが、何より大切なのは「お子様連れのお客様の駐車場への入場禁止」であることを肝に銘じ、子供たちが二度と悲しい事故に巻き込まれないよう格段のご理解とご協力をお願いします。

以上

ホールにおける子供事故防止対策4箇条

～以下の4つの事項を確実に励行しましょう～

(1) お子様連れのお客様は入場をお断りする旨を、「駐車場入口」、「ホール入口」にはっきりと明示すること。

ホール駐車場等における子供事故防止のための第一義は、お子様連れのお客様の入場をお断りすることです。店頭における子供の事故防止の呼びかけは、全日遊遊及び各都府県方面組合作成ポスター等の掲示とともに、個々のホールの施設状況に応じて立看板、懸垂幕を掲出するなどにより万全を期して下さい。

(2) 店内放送で定期的に来店客への注意喚起を行い、来店客が自発的にお子様連れでの来店を慎むように意識付けをすること。

～店内放送では次の事項を広報してください～

1. 組合としての取組みと法の定めにより、お子様連れでの来店をお断りしていること。
2. 車内放置による子供の事故が全国で頻発し、幼い命が失われていること。
3. 車内放置は児童虐待であり、発見した場合は関係機関へ通報すること。

(3) ホール駐車場の定期的・実効的な巡回チェックを行うこと。

3

～駐車場巡回の際には次の点に留意して下さい～

1. 営業時間帯は最低1時間に1回は巡回チェックする。

なお、不審者と間違われることのないように、専用の腕章、ジャンパー等の着用により、従業員による巡回チェックと分かるような方を講ずること。

2. 「スモークガラス・黒色フィルム装着車」等、外部から車内の状況が見えにくい車両は、車内放置が行われるおそれが特に高いため、懐中電灯等を用いて確実に車内をチェックすること。

3. 「チャイルドシート装着車」では、幼児の場合、夏場であっても毛布や衣類を掛けて外から見えにくい状態で寝かされるケースがあることを念頭において、確実にチェックすること。

(4) 新聞折込チラシ等でホールの広告宣伝を行う際には、お子様連れでの来店をお断りする旨を一言必ず入れること。

新聞折込チラシ等は、来店されるパチンコファンだけではなく、広く一般家庭の皆様が目に入る身近な媒体です。チラシに一言文を加えるだけで、当該ホールが真剣に子供の事故防止に取り組んでいることを地域住民の皆様にも広く知らしめることができます。

と判断した場合、「人命救助を最優先し、窓ガラスを割る等の手段で救出作業を行う場合がございませう」とお客さんへ事前に通告する内容となっている。

などをチェックしている遊協もある。ホール団体には工夫を重ねて、いる各地区の情報を集め、より確実な対策を練り上げることが求められているのではないだろうか。

ホール駐車場巡回点検4箇条

11時間に最低1回の

「定期巡回点検」を実施する

当日の天候や駐車状況等に応じて回数や人数を増やすなどして早期発見に努める。

2 車内の状況を

1台1台確実にチェックする

車内を一瞥する程度では、チャイルドシートやベビー籠の中で毛布や衣類などをかけられた状態の乳幼児を発見することは困難。

チェックした車両のワイパーに「啓発チラシ」を挟むなど、点検済みであることを判別出来るよう

にしておく、次の巡回で新規の車両を重点的に見ることが出来る。点検の効率化と早期発見に有効。

3 スモークガラス、着色フィルム装着車両には注意する

車内放置の多くは車内の見えにくいスモークガラス装着車両などで発見されている。大型の懐中電灯（単1電池6本程度使用）を用意し、ライトで車内の様子を確認する。

4 車内放置発見時の緊急マニュアルを準備、対応する

熱中症の子供に一刻でも早く治療を受けさせることが一番重要になる。いざという時にあわてないよう発見時のマニュアルを作成、従業員に訓練をさせておく。

車内の子供が、「異常発汗」「痙攣」「嘔吐」「過呼吸」などの症状に陥っている場合は、窓ガラスを割って救出するなど迅速な対応が必要になる。合わせて「110番」「119番」通報を行なう。

全日遊連が作成した「巡回」のための基本マニュアルを紹介した。

平成23年度 子供事故未然防止事案報告

報告数41件（14方面協協）計51名

全日遊連

組合名	発生日時		天候		人数	被害児童 内訳	放置者	概 要
	月日	時間	天気	気温				
見。通報。	4月2日(土)	12時49分	曇り	18℃	2人	・17歳前後の子供 ……1名 ・14歳前後の子供 ……1名	祖母 (年齢不詳)	駐車場巡回の際、乗用車後部座席でゲームをしている子供達を発見。直ちに店内へ連絡し店内放送したところ、保護者が現れたことから、事故の危険性を説明し、厳重に注意してお帰りをいただいた。
	4月4日(月)	16時30分	晴れ	15℃	1人	・14歳前後の子供 ……1名	不明	駐車場巡回の際、乗用車助手席に座っている子供を発見。直ちに店内へ連絡し店内放送を行った後、当該車両を再度確認したところ当該車両はその間に退店されていた。
車内後部座席に幼児が乗っていたこと、乗客が乗っていたこと、乗								

またも失われた幼い命 ホール駐車場の巡回は？ 試される業界の本気度

全日遊連 8月20日付け通知

ホールにおける子供事故防止対策4箇条

～以下の4つの事項を確実に励行しましょう～

- (1) お子様連れのお客様は「駐車場そのものへの入場及び来店をお断りする」旨を、「駐車場入口」、「ホール入口」にはっきりと表示すること。

ホール駐車場等における子供事故防止のための第一義は、お子様連れのお客様の駐車場そのものへの入場をお断りすることです。店頭における子供の事故防止の呼びかけは、全日遊連及び各都府県方面組合作成ポスター等の掲示とともに、個々のホールの施設状況に応じて立看板、懸垂幕を掲出する等して万全を期して下さい。

- (2) 店内放送で定期的に来店客への注意喚起を行い、来店客が自発的にお子様連れで駐車場そのものへの入場及び来店を慎むように意識付けをすること。

～店内放送では次の事項を広報してください～

- ①組合としての取組みと法の定めにより、お子様連れの駐車場そのものへの入場及び来店をお断りしていること。
- ②車内放置による子供の事故が全国で頻発し、幼い命が失われていること。
- ③車内放置は児童虐待であり、発見した場合は関係機関へ直ちに通報すること。
- ④緊急性が高いと判断した場合には、窓ガラスを割り救出することもありえること。

- (3) ホール駐車場の定期的・実効的な巡回チェックを行うこと。

～駐車場巡回の際には次の点に留意して下さい～

- ①営業時間帯は最低1時間に1回は駐車場を巡回チェックする。
なお、不審者と間違われることのないよう、専用の標章、ジャンパー等の着用により、従業員による巡回チェックと分かるような方策を講じること。
- ②「スモークガラス・黒色フィルム装着車」等、外部から車内の状況が見えにくい車両は車内放置が行われるおそれが高いため、懐中電灯等を用いて確実に車内をチェックすること。
- ③「チャイルドシート装着車」では、幼児の場合、夏場であっても毛布や衣類を掛けて外から見えにくい状態で寝かされているケースがあることを念頭に置き、確実にチェックすること。

- (4) 新聞折込チラシ等でホールの広告宣伝を行う際には、お子様連れでの駐車場そのものへの入場及び来店をお断りする旨を一言必ず入れること。

新聞折込チラシ等は、来店されるパチンコファンだけではなく、広く一般家庭の皆様にも触れる身近な媒体です。チラシに一言文を加えるだけで、当該ホールが真剣に子供の事故防止に取り組んでいることを地域の皆様にも広く知らしめることができます。

ホール駐車場巡回点検4箇条

1. 1時間に最低1回の「定期巡回点検」を実施する。

屋外に駐車した密閉状態の車内温度は、曇り空の晴れ間の僅かな日差しであっても急激に上昇します。1時間に最低1回の「定期巡回点検」を基本に、当日の天候や駐車状況等に応じて回数や人員を増やすなどして早期発見に努めましょう。

～ワンポイント～

巡回点検用の日誌を用意し、巡回の都度、天候・駐車台数・特記事項等の記録を付け、責任者への報告と次の巡回担当者への引き継ぎを行います。記録と報告は巡回点検の意識を高めるとともに、万が一事故が発生した場合には、行政当局が当日の状況を検証する際の重要なデータとなります。

2. 車内の状況を1台1台確実にチェックする。

駐車場の巡回点検を実施しながら車内放置を発見出来ずに事故に至るケースがあります。巡回点検を実施しても「車両を一瞥する程度」では、「チャイルドシート」や「ベビーカー」の中で毛布や衣類を掛けられた状態の乳幼児を発見することは困難です。

～ワンポイント～

確実にチェックした車両にはワイパー等に「危険フラッグ」を挟む等、点検済みであることを一目で判別出来るようにしておけば、次の巡回時には無印の車両（新規）を重点的にチェックすることが出来ます。点検の効率化と早期発見に効果的です。

3. スモークガラス・着色フィルム装着車には特に注意する。

車内放置事故の多くは、スモークガラス・着色フィルム装着車で起きています。外部から見えないように子供を放置する「無責任な親の心理」が垣間見えます。

～ワンポイント～

スモークガラス・着色濃度が高いフィルム装着車の車内点検には「懐中電灯」が効果的です。大型（単1形乾電池6本程度使用）の懐中電灯で照らせば車内の様子を確認することが出来ます。巡回点検には「懐中電灯」を必ず携帯しましょう。

4. 車内放置発見時の対応をマニュアル化し、迅速な対応を行う。

熱中症への対処で一番重要なのは一刻も早く治療を受けさせることです。車内放置を発見した場合には、迅速且つ適切な対応が求められます。

～ワンポイント～

いざと言う時に慌てず対応出来るよう発見時の手順をマニュアル化し、実際に訓練しておくことが大切です。また、店内放送で呼び出しを行っても保護者がすぐに名乗り出るケースは稀です。万が一、車内の子供が「異常発汗」、「嘔吐」、「過呼吸」等の症状を発している場合には、直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。

各都府県方面遊協（連）
理事長 殿

全日本遊技事業協同組合連合会
理事長 青松 英利



厳しい残暑に向けた「子供事故防止対策」の更なる徹底について

時下甚々清涼のこととお慶び申し上げます。

さて、ホール駐車場等における子供事故防止対策の取組みにつきましては、5月から10月までの半年間を子供事故防止「強化期間」、7月・8月の2か月間を「特別強化期間」に設定し、駐車場の確実な巡回点検及び店内放送等による遊技客への注意喚起の徹底をお願いしているところです。

また、昨年7月に発生した子供事故を受け、警察庁から全日遊連に対し、子供事故の徹底防止に向けた「駐車場における児童の車内放置事故の防止について（要請）」（平成23年7月28付発刊194号参照）がなされておりましたが、今年16日には生後5か月の乳児が熱中症で幼い命を失うという痛ましい事故が発生（平成24年8月17日付発刊208号参照）するなど、平成20年から5年連続で事故が発生しております。

7月・8月の「特別強化期間」もあと数日で終了いたしますが、頻発する痛ましい事故に鑑み、「子連れでの駐車場そのものへの入場を断ること」を念頭に、従来のポスター貼付や店内放送による呼びかけのみならず、駐車場入り口等にて入場をお断りする旨のチラシを配布するなど、更なる注意・警戒を怠ることなく、事故発生時には、人命を第一義に考え、窓ガラスを割る等の対策をとるなど、子供事故根絶に向けて万全を期するようお願いいたします。

本件に関するお問い合わせは、業務第一課までお願いいたします。

以上

日	時間	天候	温度	人数	年齢	性別	発見者	状況
12月2日(金)	12時30分	曇り	14℃	2人	4歳の子供 2歳の子供	男児 女児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月3日(土)	12時10分	曇り	3℃	1人	13歳前後の子供	男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月4日(日)	18時30分	曇り	10℃	1人	4歳の子供 2歳の子供	男児 女児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月5日(月)	12時30分	曇り	17℃	2人	12歳の子供	男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月6日(火)	12時30分	曇り	17℃	1人	1歳前後の男児	男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月7日(水)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月8日(木)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月9日(金)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月10日(土)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月11日(日)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月12日(月)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月13日(火)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月14日(水)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月15日(木)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月16日(金)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月17日(土)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月18日(日)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月19日(月)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月20日(火)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月21日(水)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月22日(木)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月23日(金)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月24日(土)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月25日(日)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月26日(月)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月27日(火)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月28日(水)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月29日(木)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月30日(金)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。
12月31日(土)	12時30分	曇り	15℃	1人	4歳前後の子供 3歳前後の子供	男児 男児	母親	車内放置発見。直ちに窓ガラスを割るなどして救出作業を行うとともに、「110番通報」及び「119番通報」してください。

災害協定広がる

大阪 ホール駐車場を避難所に



津波など水害の際、ホールの立体駐車場を避難所に使用する「災害協定」を大阪のホール企業が地元自治体、町会と取り交わした。

東日本大震災以降、東北や関東、関西など各地のホールが様々な形の災害協定を締結、災害の際に被災者を支援しようという動きは加速している。

自治体の要請を受ける形など契機や形態は多岐にわたるが、地域の一員としての役割を果たそうという姿勢は一貫しており、業界のイメージアップに繋がる強力な社会貢献活動となっている。

地域の 「情報交換」 盛り込む

協定を締結したのは「アサヒデイド」（板倉行史社長、本社・大阪市）と大阪市西淀川区、同区地域振興会香養連合振興町会の3者で、対象は同社が経営する「イル・サローネみてじま店」（同市西淀川区）。協定の名称は「津波災害又は水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書」。全10条から成っており、第1条（使用物件）で「みてじま店」の立体駐車場（4階建て、約1300㎡）を使用することを明記している。使用時間は「営業日の午前10時から午後11時」とし、収容人数は「約800名」。対象者は、周辺地区の住民が基本だが「当該地区において就労中又は通過中の者も同様とする」とし、誰でもいざという時は使えるよう規定した。

そして注目されるのは第7条（相互協力）である。同店と同連合振興町会が、避難時に「地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう」、「日頃から交

流及び情報交換を行なうよう努める」とした。地域の一員として営業を行なっているホールが、災害の時だけ協力するのではなく、周辺の人たちと日常的にお付き合いをし、情報を交換しておこうというもので、災害時に意思の疎通が来ず、避難などの障害にならないようにしておこうという狙いだ。

また、周知徹底の方法は「原則として、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする」(第8条、津波避難建物表示、公開)とネットを利用することになっている。西淀川区のホームページを開くと、広域避難場所、収容避難所、一時避難所、津波避難施設の4つに分けて紹介されている。「みてじま店」は津波避難施設のうち「民間施設」(17か所)として運送会社、介護老人施設、団地などと並んで登録されていた。ホールは同店だけ。

自治体

求める

ホールの協力

西淀川区は大阪湾に面し、大半が淀川と神崎川に挟まれている。

イル・サローネみてじま店



同市によると、東南海・南海地震(マグニチュード8・6程度)が同時発生し、防潮堤に設置してある扉が閉まらなかった場合、津波

ため、建物の水没など被害が出る可能性があり、「高い場所」(建物の3階以上)へ避難する必要があるとくる。

が襲う恐れがある。津波の高さは2〜3mから8mなど様々なケースが予想される。同市の地形は比較的平坦な

このため、同市は避難ビルに活用出来る施設を探し、各企業に様々なアプローチをしてきた。「みてじま店」の場合も西淀川区が協定の申し込みを行い、同社が受け入れて7月末に調印した。

同区市民協働課では「災害に備えていろいろな施設にお願いをしています。そのなかでイル・サローネさんにもお引き受け頂いたわけです。さらに(避難場所などを)増やしていきたいので、各業界に協力を求めています。ホールさんからもお話しがあれば有り難いです」と話している。



大阪市の津波避難ビルのシール

災害協定広がる 大阪 ホール駐車場を避難所に

協力の 手段は多様

ホールの災害協力は昨年の東日本大震災・津波被害を教訓として各地で始まった。

各自自治体が地域防災計画の見直しに着手し、その一環として①ホールの店舗内部を被災者の避難場所に開放する ②構造上津波などの被害を受けにくく、高さもある立体駐車場を水害の際の一時避難所に使う——などの災害協定が結ばれるようになった。被災地の宮城県でホール駐車場屋上に避難した人たちが無事救出された実例などもあり、自治体側の関心も高まってきている。

協定は昨年末の千葉県富津市をはじめ、今年は宮城県多賀城市、神奈川県厚木市、広島県福山市、群馬県などで締結されている。これ以前にも和歌山県、島根県、北海道などで同様の協定が結ばれているが、加速したのはやはり昨年からである。

避難所だけではなく、ホール駐車場を日赤飛行隊のヘリポートに活用したり、帰宅困難者を支援し

アサヒディード、大阪市西淀川区、同区地域振興会香簀連合振興町会の3者が交わした協定書

津波災害又は水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

大阪市西淀川区役所（以下「甲」という。）と西淀川区地域振興会香簀連合振興町会（以下「乙」という。）並びに株式会社アサヒディード（以下「丙」という。）とは、津波災害又は水害（以下「津波災害等」という。）が発生し、又はおそれがあるときに、地域住民等の避難の円滑化を図るため、丙の所有する施設を緊急一時避難施設（以下「避難建物」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、自己の所有する次に掲げる建物を、営業時間の範囲内において、津波災害等が発生し又は発生するおそれがあるときに、一時避難建物として地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 大阪市西淀川区御幣島一丁目15番8号
- (2) 所有者 株式会社アサヒディード 代表取締役 板倉行央
- (3) 名称 イル・サローネ みてじま店
- (4) 構造等 鉄骨造 4階建
- (5) 建築年 平成16年
- (6) 使用場所 屋上（立体）駐車場 約1,300㎡（別図のとおり）
- (7) 収容人数 約800名
- (8) 使用時間 営業日の午前10時から午後11時

（避難対象者）

第2条 避難建物の避難対象者は周辺地区の住民を基本とするが、当該地区において就労中又は通過中の者も同様とする。（以下「地域住民等」という。）

（使用目的及び期間）

第3条 避難建物の使用目的及び期間は、地域住民等の避難施設として、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときから、安全を確認したときまでとする。使用後は、甲、乙において原状に復するよう努めるものとする。（但し、津波・地震による損害は除く）

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び乙は、避難建物を前条に定める目的以外には使用しないものとする。

（費用負担）

第5条 避難建物の使用料は、無料とする。

（使用中の事故に対する責任）

第6条 丙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した

たりするなど内容は多岐にわたる。エイドステーション（前線サポート場所）の協定を神奈川県厚木市と結んでいる「ジャパンニューアルファグループ」では、9月の同市職員総合防災訓練に協力した。近くの駅に65人の帰宅困難者が出たとの想定で、同社ホール駐車場に飲料水を用意し、歩行者を支援するなど訓練を行なった。このよ

避難ビルが 重要に

うに協定を締結したホールは着々と地域との結びつきを深めている。8月末、東海、東南海、南海地震などが同時発生する「南海トラフ巨大地震」の被害想定が国の有識者会議から公表された。東日本

大震災を上回る被害を想定しているが、津波の場合、「避難ビルに逃げ込めば死者数は最大8割減らせる」としている。津波避難のポイントでは「時間の許す限り、高い場所を目指す」とし、第2波以降の方が大きい場合があるので「避難勧告・指示、警報が解除されるまでは安全な場所から離れない」と助言している。

3) 民間施設

	施設名	所在地	収容可能人数(人)	収容可能時間
1	ホームセンター コーナン 御幣島店	御幣島2-11-35	2,200	営業時間中
2	社会福祉法人瑞穂特別養護老人ホーム姫島みずほ苑	姫島5-11-24	200	終日
3	ユイット姫	御幣島2-6-15	130	終日
4	日本通運(株)北港ロジスティクスセンター	中島2-10-2	3,300	終日
5	パークアベニュー	姫島2-4-10	180	終日
6	リヴィエール姫島	姫島2-3-2	10	終日
7	イル・サローネ みてじま店	御幣島1-15-8	800	営業日の10時~23時
8	弥栄荘	姫島5-10-8	40	終日
9	ヨドコウ姫島社宅	姫島4-20-5	300	終日
10	アクセス出来島	出来島2-9-44	50	終日
11	社会福祉法人 芙蓉福祉会 介護老人保健施設 なごみだいら	福町2-11-7	330	終日
12	社会福祉法人 芙蓉福祉会 介護老人福祉施設 水都ホーム福町	福町2-11-7	220	終日
13	社会福祉法人 芙蓉福祉会 養護老人ホーム たいら			
14	西淀川区在宅サービスセンター			
15	サンラフレ出来島			
16	リバーサイド出来島			
17	UR賃貸住宅団地(歌島橋)			

※ 佃・千舟連合では、地域独自で「津波避難ビル」を確保し
 ※ 避難場所については共用廊下部分等となります。

[\[ページの先頭へ戻る\]](#)

このページの作成者・問合せ先

大阪市西淀川区役所 市民協働課

住所: 〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号(西

電話: 06-6478-9734 ファックス: 06-6477-0635

[メール送信フォーム](#)

ここでも避難ビルの役割は重要との指摘があり、ホールの立体駐車場の活用に向けられる期待は大きくなりそう。海岸や河川の近くに位置し、水害が予想される地域のホールだけでも早急に「地域の要請に応える」形で協力体制をつくらなければならない。全国展開ができれば何よりの社会貢献になるはずである。

事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(相互協力)

第7条 乙と丙は、津波による避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行なうよう努める。また、地震等が発生した際には、当該地域に在住しない人々に対しても地域住民と同様に扱い、一人でも多くの命を守ることができるよう努める。

(津波避難建物表示、公開)

第8条 甲は、乙と丙の協力関係、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難建物に指定し、原則として、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、平成24年〇月〇日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書を持って協定の終了を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。



機構の窓から

ああ！ また



8月17日の朝、携帯電話に同僚からのメールが届いた。

「怖れていた事故が発生してしまいました。警察庁からもきつく言われることと思います」。

事故とは、ご承知の通り駐車場内の幼児放置事故のことだ。新聞報道によると

「車内放置 5か月の男児が死亡 パチンコ店駐車場で」。

三重県桑名市大仲田新田のパチンコ店駐車場で生後5か月の男の赤ちゃんが軽自動車の中でぐったりしていた。桑名署員が病院に運んだが既に死亡していた。母親が約3時間の間子供を放置、パチンコをしていたというもので、保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕された。

ここ5年、夏になるとパチンコ店の駐車場で毎年一人ずつ幼児の犠牲者が出ている。

警察庁の統計によると2004年からこれまでに13件13人の幼児が亡くなっている。それ以前にも群馬県で4歳の女の子が誘拐され、いまだに行方が分からないという事件もある。

法的に責任はなくても「子供の命を守ろう」とホールや販売会社の組合も駐車場に警備員を巡回させたり、商談に行った際巡回して、これまでに相当数の車内の子供を発見し助けている。

関係ホール団体も事故が起きると県遊協などに通達を出して注意を喚起し、今回も「子供事故防止対策の徹底について」という緊急通達を流している。



警察庁からも毎年「駐車場内の巡回の徹底」「子連れの駐車場への入場を断る」など厳しく指導されてはいるものの事故は毎年続いている。

12000のホールのうちどこがやっていないかなど調査もなく実態は全く分からない。

これまで真夏の検査に検査員と同道したことがある。暑い沖縄で警備員が巡回している姿を見た。また他県でも熱心に回って歩いている警備員と話したこともある。

しかし姿が無い店もあったのは事実だ。

毎年持ち上がる車内放置について信頼できる経営者の方々から話を聞いたこともある。

「ぐったりした子供を見つけマイクで車のナンバーを呼び掛けても知らん顔」

「やっと見つけても台から離れたがらないケース」

「仕方なくドアをこじ開ければ『傷をつけて何だ』と大変な剣幕の親」

法的責任を問われるのは放置した親の側。つまりホール側には法的責任が無い。OBを含めた警察庁の知り合いに「何とかできないものか」聞いてみたがやはり警察としては指導するしか方法が無いとのことだった。

まじめに取り組むホールとやらないホール。めったに起きない事故と思うのか、それとも法の追及が無いから知らん顔なのか。いずれにしても業界組合の通達でおさまる話ではない。「子供を守る」。それを自覚することが健全な業界の一步なのだが。

(勝)



店長に求められる知識

マーケティングⅢ

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理・顧客サービス・経営マネジメント・マーケティング・労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

市場占有率

「ぱちんこ営業における広告、宣伝等の適正化の徹底について」の通知が警察庁から出されたことにより、パチンコ店における販促活動が見直され、マーケティングの重要性が再認識されています。

今回は、競合店調査に関する問題を取り上げます。自店の競争優位性を測るには、競合店調査が欠かせません。敵に勝つためには、まず「敵を知る」必要があります。多くのパチンコ店で日々行われている競合店調査ですが、正確かつ必要な調査結果を分析し、実務に効果的に活用しているお店は意外と少ないように見えます。今一度、自店の競合店調査のやり方を見直してみよう。

【問題】

同一商圈内の競合各店の台数、客数が表のような場合、自店の市場占有率として正しいものはどれか。小数点第2位を四捨五入とする。

【回答分布】

a : 12・2 %
b : 19・5 %
c : 57・5 %
d : 10・8 %

【正解と解説】

正解はdです。

市場占有率とは、特定の市場における企業の商品やサービスが占める割合を示す比率のことです。以下の手順で算出することができます。

【選択肢】

a : 17・5 %
b : 29・1 %
c : 33・3 %
d : 38・7 %

	設置台数	遊技客数
自店	350台	200人
A店	250台	100人
B店	600台	300人
合計	1,200台	600人

① 台占有率Ⅱ

自店台数÷全体台数

まずは台占有率を求めます。台占有率とは、商圏内の台数に対して自店保有台数が占める割合です。この場合、自店保有台数が350台、商圏内の台数が1200台であるため、

$$\text{台占有率} = 350 (\text{台}) \div 1200 (\text{台}) = 29.2\% \text{ となります。}$$

② 客占有率Ⅱ

自店遊技客数÷全体遊技客数

次に客占有率を求めます。客占有率とは、商圏内の客数に対して自店客数が占める割合です。この場合、自店遊技客数が200人、商圏内の遊技客数が600人であるため、

$$\text{客占有率} = 200 (\text{人}) \div 600 (\text{人}) = 33.3\% \text{ となります。}$$

③ 支持率Ⅱ

客占有率÷台占有率

次は支持率です。支持率とは、自店がどれだけお客様から支持されているかを示す数値であり、客占有率÷台占有率で求めることができます。店舗にとっては、台占

	台占有率	客占有率	支持率	市場占有率
自店	29.2%	33.3%	114.0%	38.7%
A店	20.8%	16.7%	80.3%	27.3%
B店	50.0%	50.0%	100.0%	34.0%
合計	100.0%	100.0%	294.3%	100.0%

有率より客占有率が高いほうが好ましく、その境目となる100%が優劣の基準となります。この場合は、

$$\text{支持率} = 33.3 (\%) \div 29.2 (\%) = 114.0 (\%) \text{ となります。}$$

④ 市場占有率Ⅱ

自店支持率÷支持率合計

支持率の算出により、自店の競争優位性が分かりました。この支持率を分かりやすく、市場全体を

100%としたときに自店が占める割合として表したものが市場占有率です。市場占有率は、市場全体の支持率合計に対する自店支持率の割合（自店支持率÷商圏内支持率合計）で求めることができます。

$$\text{市場占有率} = 114.0 (\%) \div 294.3 (\%) = 38.7 (\%) \text{ となります。}$$

それぞれの計算結果は、上記の通りです。



頭取り調査を行う際、ほとんどのお店では遊技客数と共に稼働率を算出していることでしょう。稼働率とは、設置台数に対する遊技客数の割合を示したものであり、台数という絶対的な基準に基づいた数値です。対して、自店の相対的な集客力を測る指数として、市場占有率があります。自店の市場占有率を算出することにより、競争優位性を正確に把握することができます。例えば、年末年始やゴールデンウィークなど、商圏内全体が潤う時期に自店の市場占有率

が下がった場合、競合店と比較して自店の伸び幅が狭いことが分かります。オリンピックやワールドカップ開催時など、その逆もしかりです。

このように、市場占有率は商圏全体の客数変動時にも、相対的な指標として役立てることができま

す。また、自店が何か施策を行ったとき、どのお店のお客様を多く取り込めているのか、逆にどのお店の施策にお客様を奪われているのかということも、市場占有率の推移を見れば一目瞭然です。競合店に対して戦略の精度を高めるためにも、市場占有率を有効に活用しましょう。

調査項目

【問題】

競合店調査の項目として、最も適切でないものはどれか。

【選択肢】

a：店内外の販促物の内容をチェックする。

b：駐車場や駐輪場の利用台

数を数える。

c：貸玉料金別、機種別の遊
技客数を数える。

d：1万円分の試し打ちデー
タから営業割数を試算する。

【回答分布】

a：11・2% **b**：17・6%
c：3・1% **d**：68・1%

【正解と解説】

正解はdです。

競合店調査の目的は、競合店の
営業施策、機種構成、客数・客層
の把握、分析を行うことによって
自店の営業施策に反映させること
です。aは、競合店の営業施策を
知るために必要な調査項目です。
bは、来店手段より顧客特性を知
ることができます。cは、商圏内
の顧客嗜好を知るために不可欠な
データです。dは、データから営
業割数を試算することは目的に沿
っていると言えるものの、1万円
分の試し打ちデータでは絶対数が
少な過ぎるため参考データにはな
りません。

競合店調査は基本的に毎日行う
ものですが、既存店の調査はでき

る限り手間を掛けずに継続させて
いくことが大切です。調査方法や
内容を変えてしまうと推移・変化
が読めなくなるため、客観的に分
析できるように定型化させること
が重要です。

調査時刻

【問題】

郊外店の競合店調査を日曜日
に行うとき、頭取り調査の時
間帯として最も優先順位が低
いものはどれか。

【選択肢】

a：12時
b：15時
c：18時
d：21時

【回答分布】

a：5・3% **b**：7・6%
c：3・9% **d**：83・2%

【正解と解説】

正解はdです。

頭取り調査を行う際には、店舗

同士の競争優位性を正確に把握す
るため、ピークに近い時間帯で調
査を行うことが望ましいと言えま
す。一般的に、郊外店の日曜日の
営業はお客様の引きが早いという
傾向があります。夜の21時の頭取
り調査結果では、データとしてあ
まり参考にはならないでしょう。

繁華街の駅前店であれば、ピー
クは昼ではなく夜となります。商
圏特性により、ピークの時間帯は
大きく異なるので注意しましょう。
また、頭取り調査を惰性で行う店
も少なくありません。日々の変化
を見逃さないように、稼働推移だ
けではなくオペレーションや販促
活動など、競合店の細かい動きも
常に確認する必要があります。

しまします。数字の変化などには
必ず、何か原因があるはずで
それを見抜くのは地域や現場に精
通している店長の重要な職務でも
あるでしょう。

自店の方が競合店よりいい成果
を挙げているからといって喜んで
ばかりいても駄目ですし、逆に自
店の成績が悪いからと落ち込んで
いても何にもなりません。どちら
かと言えば自店が劣勢の時に、競
合店のいいところはどこか、詳し
く調査・分析することが大切でし
ょう。いい点は取り入れ、自店の
悪い部分は切り捨てる。そうやっ
て長期的な営業戦略が構築されて
いくわけです。

◆
このように日々の競合店調査は
重要な業務ですが、その結果に一
喜一憂しているは意味がありませ
ん。その日、あるいは月間でまと
めたデータの背景や原因を分析し、
「何故、そうなったのか」を探り
出さなければ進歩はありません。
漫然と惰性で数字などを集める
だけでは単なる徒労に終わって

また、頭取り調査など調査する
人物の選定も大事です。現場でい
い加減な調査をされては基礎デー
タが不確定なものになり、間違っ
た結論を出すことにもなりかねま
せん。信頼できる従業員を派遣し、
正確な調査を心がけたいものです。
自店を競合店と比較し、問題点
や取り入れるべき事項を抽出、適
切な対策を打ち出して行きましょ
う。競合店調査が戦略の方向を示
してくれるはずで

銀世界の鏝

51

ダイブ？

文・綾小路 杏

イラスト・末永士朗

十で神童十五で才子
二十歳過ぎれば只の人。

はは。俺のことか。

いや、俺はまだ16歳だけどね。

小さな頃からずっと、神童と言われ、学校の成績はいつもオール5。

リーダーシップがあるわけではなかったが「頭がいい」からと学級委員に。

中学に入るとテストの成績順位が発表されるのだが、だいたいいつも1位。たまに2位。

神童と言われるのにはもう一つワケがあつて、「宿題をやらない常習犯なのに成績がいい」こともあった。

そう、俺は自慢じゃないけど、ほとんど家で勉強なんてしたことがない。

授業をフツーに聞いているだけでテストでは良い点が取れていた。

中学に入ると、周りの友人は塾へ行くようになっていたが、俺は勉

強が好きではなかったもので、塾に行かない「ちょっと不良がかった」友人と放課後は遊んでいた。

「ちょっと不良がかった」友人は、それなりの高校へ進学したが、俺はそんなわけで学校でトップだったので、県内でもトップの高校へ進学した。

俺の中学校でその高校へ進学できたのは俺一人だった。それくらいのエリート高校だった。

卒業式の後、校長もわざわざ俺のところにやってきて、「この学校の誇り」とか言いやがる。俺は満面の笑みで記念写真を撮った。

●
そして満開の桜が咲く中、高校入学。

俺はなんとなく、その高校でもトップになるイメージしかなかったが…。

現実を直視せざるを得なくなったのは、高校1年の1学期だった。

あいかわらず自宅で勉強をするこ
とはなかった。

授業を聞いていて、違和感を覚
えたが、気にしないことにした。

平気、平気。

放課後、誰かと遊ぼうにも、ちょ
っと家から遠い高校だったため一
緒に帰れるヤツもいない。

そして、クラスメイトはガリ勉
君ばかりで放課後に遊ぶヤツなん
ていなかった。俺はゲーセン行っ
て暇つぶししていた。

そして1学期の中間テスト。

なんか……できなかった？

まさか。俺が。

そして返ってきた答案用紙は散々
なものだった。まさかの俺が、赤
点だなんて。

授業がちよっとわからないような
気がしたが、中学までは勉強しな
くても余裕で100点をとれてい
たので、高校でもきつとそうだろ

うと思っていたのに。

担任からは

「入試の成績はトップクラスだっ
たからお前には期待していたんだ
が。がっかりだな」とハッキリ言
われた。

勉強ができるヤツらが集まった高
校とはいえ、こんな成績。

トップどころか下から数えたほ
うが早い成績だった。

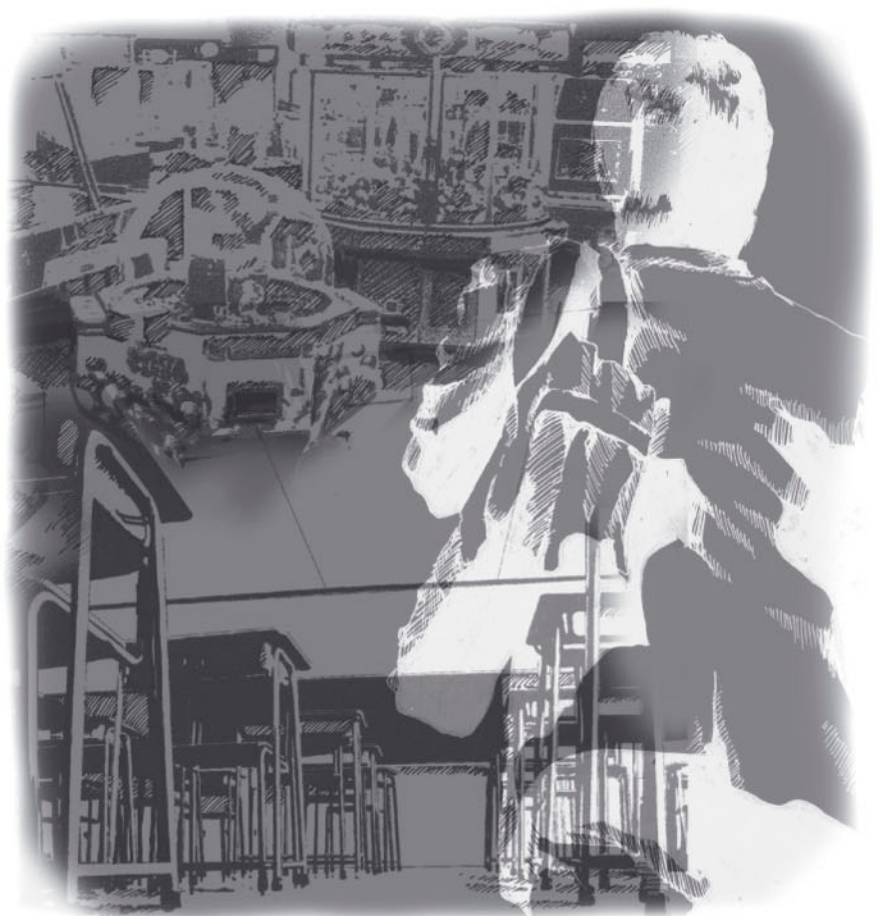
なんとなく漠然と俺はずっとエ
リート街道をひた走るものだと思
っていたのに、早々に挫折した。

周りが勝手に「東大に行って官僚
になれるわね」とか言っていたの
で、俺の人生はそういうものだと
思っていた。

が、この成績で東大は無理だ。

これはヤバいと思ったが、生まれ
てこのかた「勉強」というものを
やってこなかった俺は、家で机の
前にいることすら苦痛だった。

ついつい、手近にある漫画を読
んでしまう。



次のテストも最悪だった。

成績が悪くなったことを知った親
は、今まで「勉強しなさい」なん
て言ったことなかったのに、急に
ガミガミと言うようになった。

うるさいので家に居たくない。

うるさい、うるさい。

そもそも、誰が東大に行くって
決めたんだ？

意地でも勉強するものか、と思
った。

そして、学校で補習を受けている
と嘘をついて、ゲーセンに寄っ
ていた。

ある日、ゲーセンで中学時代の「ちよつと不良がかった」友人に久しぶりに会った。

高校へ行つて、ヤツの見かけは「ちよつと」から「かなり」にグレイドアップしていたが、中身は数か月前まで一緒に遊んだ「友人」のままだった。

「おお！元氣かよ?!なんか頭悪そうな制服だな(笑)」

俺はヤツの着崩れた制服姿をからかう。

「うるせえよ！(笑)今脱ぐよ」

「は？」

「ここのトイレで着替えてパチンコ行くだよ」

「パチンコ？」

いや、パチンコは知っている。

けれど、あれは未成年がやるものじゃなかったはずだ。

「お前も行かねえ?ゲーセンで

遊んでたつて金にはならねえだろ?どうせ金使うならパチンコのほうがいいぜ?儲かるしさ」

「えー」

儲かるわけではないと思うが。

「まあ、1回一緒に行つてみようぜ?暇なんだろう?」

暇なんだろう?

その通りだ。

俺は制服のブレザーを脱ぎ、友人の持っていた派手なシャツを借りて着た。店の前の「18歳未満は立ち入り禁止」って書いてあったのでちよつと躊躇したが、大柄な俺

たちは大学生くらいに見えるはずという友人の言葉に押されて入店した。

初めてのパチンコ。

俺はひとつひとつ、友人に教えられながら打つ。

教えられたとおりにハンドルを握つて、ただ玉の流れを見ていただけだが、なんだか知らないうちにジャラジャラと玉があふれ、あふれた玉を箱に入れていたら10箱にもなっていた。

「マジでビギナーズラックってあるんだな!」

友人が超笑顔で言う。

出た玉を景品に交換し、友人に連れられて店を出る。

ん?パチンコで勝つと、お金になるんじゃないか?やなかったか?

「お前、何にも知らねえのな!」(笑)友人は嬉しそうに言う。

俺の手には輪ゴムで束ねられた金の入った小さなケースが両手で抱えきれないほど。

友人の手にも、同じケースが20個ほどあった。

「金に換えるのは、コッチの店なのさ」

友人が薄暗い路地にある、小さな小窓しかない小さな店を指す。

「あ、先に確認しておこう。今日のソレはオレが教えたからだよね?」

「ああ、そうだね」

「ということは、オレは講師料を貰つてもいいはずだ。そうだな、半分とは言わない、3分の1だ。いいか?」

3分の1と言われたところで、それがいくらになるのかは全く見当がつかなかったが、俺が使ったお金が30000円ほどだったので、友人に渡した残りが30000円あ



裏の銀世界

れば十分かなと思っていた。

「よくわかんないけど、それでいいよ」

「よっしゃ！あと、この後のメシはお前のおごりな！」

大丈夫かな？

15万円。

こんな大金を手にしたのは生まれて初めだ。

友人はニヤニヤしている。

友人には、この金額はわかっていたようだ。

3000円が、15万円に？

「じゃ、約束の3分の1、寄こせよな」

5万円渡しても残り10万円。

それでも十分な大金だ。



俺は黙って友人に手渡した。

俺はそこまでバカではないはずだった。

高校生がパチンコをしていたら、そしてそれが見つかってしまったらどうなるか、わかっていたはずだった。

しかし、一度「大勝」をしてしまうと、あの昂揚感が忘れられなくなる。抑えようとしても抑えきれない。

俺は、友人に誘われなくても、一人でパチンコ屋に行くようになった。

あの日の「ビギナーズラック」のような大勝を出すことはなかったが、痛手を被らないうちに手をひけば、トータルではそんなに損し

ないということがわかってきた。

毎日のように、パチンコ屋に通った。

もちろん、成績は上がることはなく、担任からも無視されるようになってきた。

もはや学校に行くことが苦痛でしかなかった。

そして。

いつものようにパチンコ屋から出た俺は、警察官に囲まれ、職質された。

学校に連絡が行くのはすぐで、成績も最悪な俺に「停学」という指示がくだるのもすぐだった。

ああ、願ったり叶ったりだよ！

とうそぶいてみたものの、現実として学校にも行けず、かといって外出もできない状況はつらいものだった。

部屋に置いてあったテレビやゲームもきれいさっぱり撤去され、机と教科書しかない。

携帯さえ取り上げられた。

つまんねえな。イライラする。

あいかわらず勉強することも苦痛。

イライラする。

イライラする。

イライラする！

ここから出ないと！！

俺は自分の部屋の窓から思い切り飛び出そうと思った。

マンションの8階にある、俺の部屋から・・・。

この物語はフィクションです。実際の出来事を参考に書いていますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

ダイナムの香港市場上場が 問いかけた3店方式の問題点



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第
二東京弁護士会)し、
大手企業の法律問題
を扱う法律事務所勤
務を経て

平成8年 早稲田大学大
院修士課程終了

平成9年 三堀法律事務所
開設
現在、パチンコホー
ルを始め企業関連の
民事事件を手がける

1

ダイナムの

香港市場への上場と

3店方式

全国でパチンコホールを展開する(株)ダイナムその他の親会社(持ち株会社)である(株)ダイナムジャパンホールディングス(DYJH)は、平成24年8月6日、香港証券取引所のメインボードに上場した。

これは、パチンコホールオペレーター企業として世界で初めての株式上場であり、DYJHが上場するまで、ホール企業が日本国内外の証券市場に上場した前例はなかった。ホール企業が株式上場を試みた前例としては、平成17(2005)年12月にピーアーク(株)(現ピーアークホールディングス)が、ジ

ヤスダック証券取引所に上場申請をなしたが翌平成18(2006)年4月に同証券取引所はこの申請を却下したという事例があるだけである。

ところで、ジャスダック証券取引所は、ピーアークの上場申請を却下する理由として、換金システムの合法性が曖昧であるということ挙げたとのことである。要するに、3店(点)方式の合法性が明確でないから上場は認められないと判断したというのである。

2

上場に関する警察の見解

ホール企業の株式の上場について、監督官庁である警察庁は10年ほど前に、これを「適正化、健全化に資する」との発信をしている。すなわち、勝浦敏

行警察庁生活環境課長(当時)は、平成14年6月6日、社団法人日本遊技関連事業協会(日遊協)総会での「きちんと行政の今後と業界健全化の方向性」と題した講話で、「株式公開については、証券業を所管していない警察庁が、直接その是非について判断できる立場にはありません。株式を公開すべきかどうかは、証券取引所等による株式上場の基準に基づく審査によって判断されるべきものであります」と、これを警察庁が云々する問題ではないと断ったうえ、一般論として「株式が公開されることにより、健全な企業としての一定の社会的評価を受け、これがひいてはパチンコ営業の業務の適正化を推進し、営業の健全化に資するものと考えられます」とホール企業の株式公開は適正化、

健全化に資するとしているのである。

さらに、講話では「一部には、警察の対応が株式公開の足かせとなつてゐるとの御懸念があるようです。しかしながら、風営法で禁止されているのは、営業者が客に現金を提供することや客に提供した景品を直接買い取ることであり、こうした行為あるいはこうした行為と同視し得るような行為については、当然警察としても取締りの対象として捉えていくこととなりますが、これはあくまでも個々の企業ごとの問題であり、例えば一営業者がこのような違反を犯したからといって、業界全体がグレーと見られるものでは決してないものであると考えております」(講話内容は、『遊技ジャーナル』平成14(2002)年6月号所収)と、3店方式が適正に運営されている限り、少なくとも上場の障害とは考えられない、としているのである。

3

厳しくチェックされた

3店方式

前述の講話は、上場審査に際して3店方式による換金システムの合法性如何が問題となり得ることを見事に予見しているが、今回のDYJHの上場に

際しても、審査に当たった香港証券取引所は、3店方式について相当な問題意識を持ったようである。

仄聞するところによると、香港証券取引所では、カジノの運営会社とゲームセンター等の遊技場の運営会社は別の業種に区分してゐるとのこと、この3店方式による換金システムをどうとらえるかは、その合法性如何と共に、ホール企業をどの業種に区分するかにもかかわる問題でもあったため、日本から相当な資料を取り寄せたり、日本の各業界関連団体のサイトを参照したりして検証し、独自にそのシステムの内容を確認したとのことである。

そして、香港証券取引所では、3店方式のシステム自体が違法ではないと確認したうえで、更にDYJH傘下の各ホールでは、形式的に3店方式を採用しているだけでなく、景品買取業者の第三者性が確保されているか、景品が市場価値のある品物であるか、景品が買取所からホールに還流していないか、景品が換金のための単なるツールとされていまいかなどの点を厳しくチェックし、始めて違法性がないものと認めたとのことである。

前号の本欄では、平成18年4月発行の「警察学論集」の鶴代隆造警察庁生

活安全課課長補佐(当時)の論文を引用

して、違法な自家買いとなるか否かは、

(ア)買取業者とホール業者との人的関連性、(イ)買取りの実態、(ウ)買取業者とホール業者との間における資金提供の有無等の個別具体的な事情により判断する、との見解を紹介した。香港証券取引所でも、ほぼ同様な観点からDYJHでは3店方式が厳格・適正に運営されていて違法性がないかどうかを検証したのである。

4

3店方式の

厳格・適正な運営を

ホール任せにできるか

このような上場審査の経緯を見るにつけ、3店方式が厳格・適正に運営されているかについて、個々のホール企業あるいは営業所ごとに実質的に審査・判断しなければ、合法性に関する疑義が晴れないという状態にあることは、ホール業界全体の透明性が十分でないということに他ならない。また、このような不透明感を払拭するには、3店方式の厳格・適正な運営を個々のホール業者任せにしているのは追いつかないのではないか、という疑念も生じる。

この問題を克服するには、やはり買

取所の一元化と買取システムの第三者管理を採用して、個々の営業所限りの「私的」で不明朗なシステムから業界単位の「公的」で明朗なシステムにしてしまうしかないのではなからうか。

この買取所の一元化の方法についても前号の本欄で取り上げたのだが、これを読んだ方から、以下のような提案を頂いた。

この提案の基本構造は、以下の3つの構成要素からなる。

第一に、買取業者を都道府県単位あるいはそれより少し小さい単位で経営統合して一元化する。個々の買取所はこの大きな買取業者の一営業所となる。

第二に、景品集配業者Ⅱ問屋（卸業者が集荷業務と配送業務を兼務）も、協業的な形で集約する。

第三に、買取業者、景品集配業者Ⅱ問屋及びホール業者のいずれからも独立した第三者委員会（非営利の一般社団法人）を設ける。

そして、以上のような構成要素の下で、以下のようなオペレーションをする。

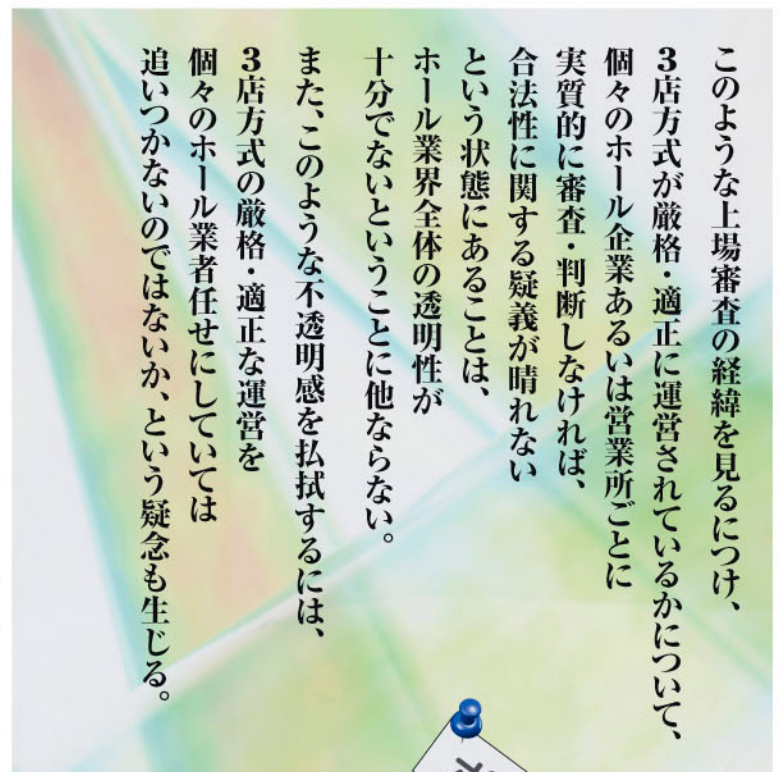
都道府県単位（あるいはそれより小さい単位）の買取業者の営業所は一般客からの買取価格を均一、買取業者から景品集配業者への販売価格も均一とする。ひとつの事業者には一元化されて

いるため、買取価格と引取価格の利ザヤを、各営業所たる買取所の運営費用に柔軟に充てることが可能となる。

一方、景品集配業者からホール業者への納品価格については、大量に購入してくれる大規模店・繁盛店には過大な負担を是正された単価で、またそうでない小規模店には取扱高に応じた適切な単価を設定して販売する。こうすることにより、一部のホールに過大な負担をしわ寄せせず、より公正な負担を広くホールに求めることが可能となる。

第三者委員会は、買取会社の個々の営業所がホールとの第三者性を維持しているか、暴力団の介入がないか等をチェックする他、納品数量に応じて通減する景品の単価の決定等を行うことにより、システム全体を管理する。

また、このようなシステムの下で、買取業者の利益は、一般客からの買取価格と景品集配業者への販売の差益として取得する。景品集配業者は、買取



業者からの仕入価格に利益を上乗せした納品価格でホール業者へ納品し、ホール業者は客にこれを通常の小売店の売買と同様に利益を上乗せした「通常の小売価格」で景品を提供する。

この流れの中で、ホールでの客への提供価格Ⅱ通常の小売価格が一番高く、客が買取所で売却する価格が一番安いという構図ができあがれば、経済活動の原則にも、また、等価性の基準（等価交換の原則・風適法19条、風適法施行規則35条2項1号イ）にも適う。

データでみるパチンコ業界

Yesterday, Today And Tomorrow

第六十三回

消費税増税に 備える

消費税増税法案 の可決

消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法が参院本会議で可決され、消費税は平成26年4月に8%、平成27年10月には10%に引き上げられることになりました。消費税は、法人税、相続税、所得税などの直接税とは異なり、広く公平に負担を求めることができる間接税です。国民は、所得や資産の大小に関わらず平等に税金を負担することになります。

しかし、広く消費者が税を負担することから、景気に対する悪影響も懸念されています。日本で消費税が導入されたのは平成元年4月で、その際は3%でした。5%へ税率アップされたのは平成9年4月と8年後でしたが、その際消費が冷え込んだ例があるからです。パチンコ業界へはどんな影響があるのでしょうか。

パチンコ業界への 影響は大

食料など生活必需品は、税率のアップに関わらず購入せざるを得ません。大幅に購入する量が減るということは考えられません。しかし、税を負担する消費者にとっては実質的な値

上げとなるので、安値志向が強まることは避けられないでしょう。逆に税率アップを控え、住宅や自動車などの高額商品については購入を前倒しにしようとする動きも出てくることでしょう。日用品なども税率アップ前に買い置き購入されるでしょう。その反動で、税率アップ後は高額商品ははじめ、一般の消費は明らかに減退します。そのことが、税率アップ後の日本の景気をさらに停滞させかねません。

パチンコ産業は娯楽業であり、食料や衣料などとは異なります。物品を販売している訳ではないので税率アップ前の駆け込み需要などもありません。また、税率アップ後に一般消費者が家計やレジャー費などを見直す際には、真っ先に切り詰める対象とされる恐れがあります。消費者のパチンコ離れが進む恐れは大きいのではと推察されます。

増えた行動日数、 減った行動者率

パチンコ離れの状況について、総務省「社会生活基本調査」からパチンコの行動者率と行動日数を見てみましょう。この調査は、10歳以上の国民の1年間の生活行動に関する結

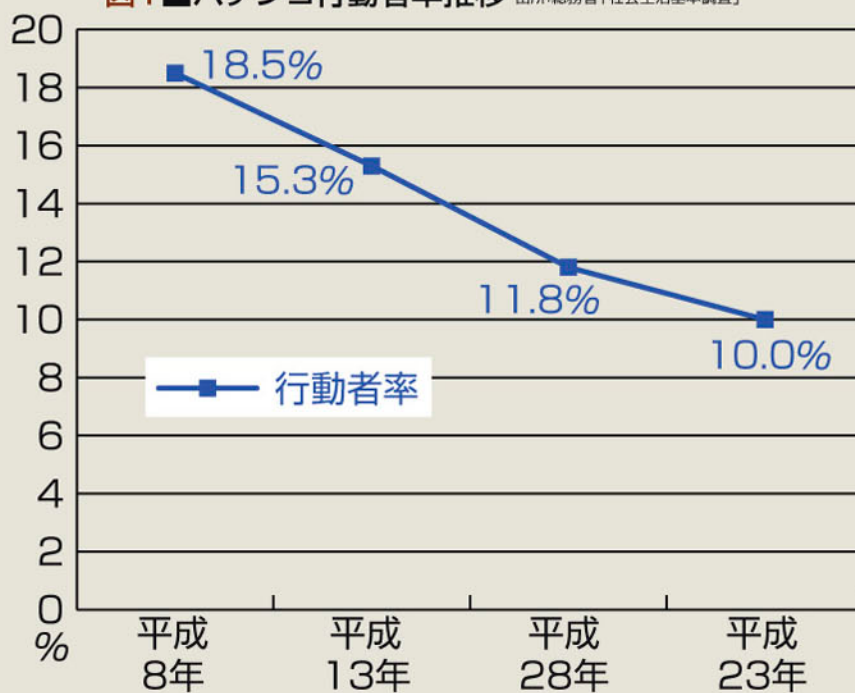
果を5年ごとに調査したものです。行動者率は人口に対する行動者数の割合であり、10〜17歳の人口も含まれています。また、平均行動日数は、行動者について平均した過去1年間の行動日数のことです。

図1の「パチンコ行動者率推移」を見ると、行動者率は平成8年以降減少を続けています。平成23年の結果では、「10%」と平成18年の調査より1・8ポイント下がっています。前回の消費税の税率アップは、平成9年4月でした。図1からは、消費税率の上昇が行動者率の減少に響いたのかどうかは即断出来ませんが、好影響を与えていないのは確かです。その後も、行動者率は減少し続けているので、全般的な景気の落ち込みなどが響いたとみることが出来るでしょう。

低頻度の行動者率が下がる

一方、図2の「パチンコ年間平均行動日数推移」によると、行動日数は毎調査ごとに増加しています。平成23年は50・1日と、同8年の39・0日に比べると11日余も多くなっています。また、同18年の44・9日と

図1 ■パチンコ行動者率推移 出所:総務省「社会生活基本調査」



比較すると5・2日増加しています。この5年間で行動日数が増加した要因としては、低貸玉営業の普及が挙げられるのではないのでしょうか。

図3「パチンコ頻度別行動者率」(平成18年と同23年の比較)を見てみると、「年に1〜2回」から「年に200日以上」まで7項目があり、「年に20〜39日」が2・5%から2・1%に、「年に40〜99日」では2・0%から1・9%に減るなど全般に低下傾向にあります。その中で「年に100〜199日」が1・0%と5年間で同じ数字のように頻度の高い層は行動者率があまり変化していません。これは低貸玉営業の普及が高頻度で遊ぶ

図2 ■パチンコ年間平均行動日数推移



消費税増税に備える

ファンをパチンコに食い止めた可能性は高いのではないのでしょうか。

パチンコの貸玉料金は、昭和53年に1玉3円から値上げされて以降長らく1玉4円が一般的でした。平成

消費税増税に備える

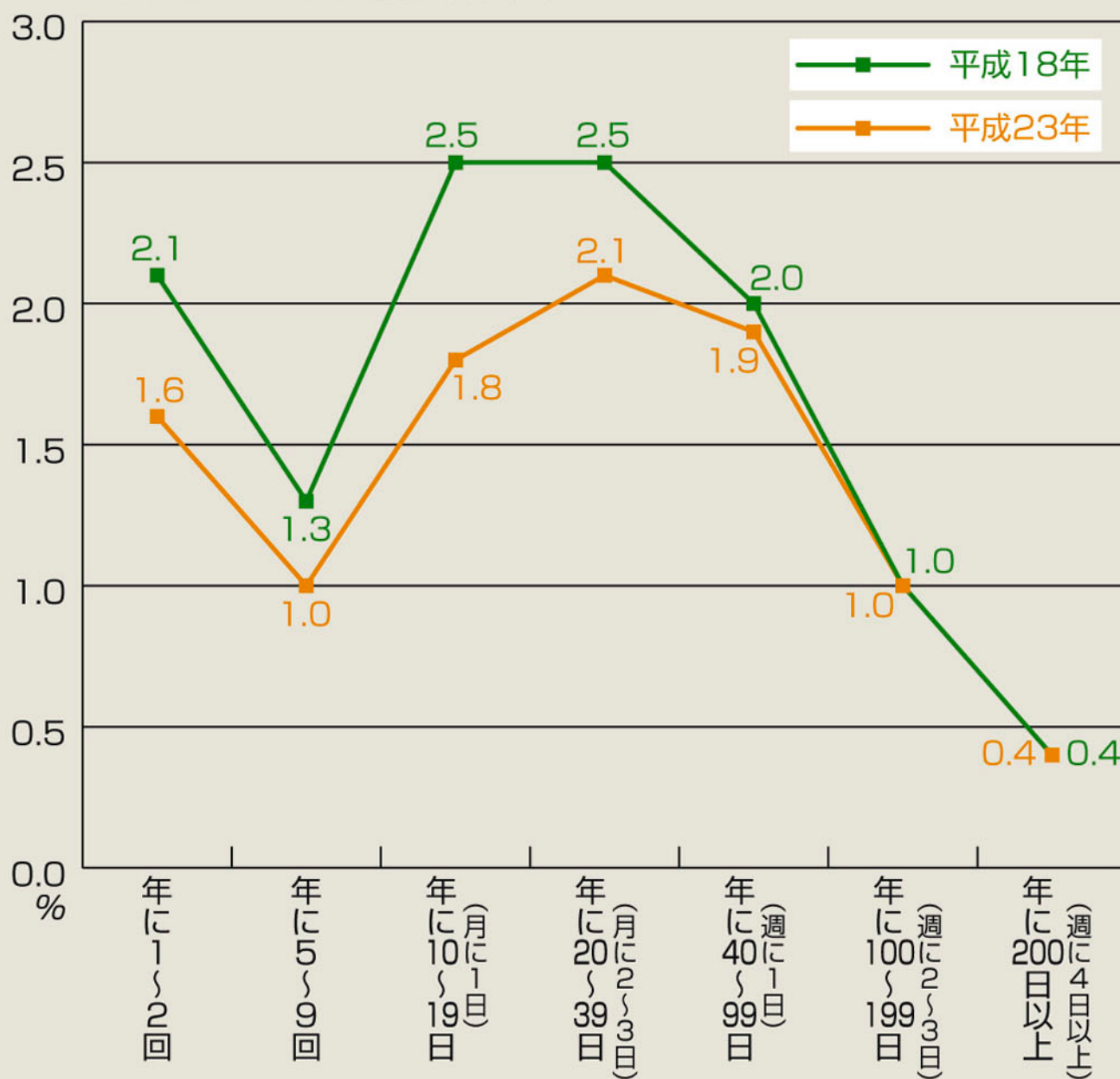
元年の消費税導入の時にも、平成9年に税率が5%になった時も、多くのパチンコ店は4円の貸玉で営業していました。ところが、今では貸玉料金も多様化してきています。今後税率アップの際には貸玉料金のあり方も見直すべきかもしれません。

パチンコの場合は、この1玉4円の流れが続いていたこともあり、消費税は4円に含めていました。自動販売機の飲料は、過去税率アップに伴いその販売単価を変更してきましたが、パチンコ店で同じことをやるのは厳しい状況です。

平成16年4月の総額表示の義務化以降は消費者も総額表示に馴染んでいます。本体価格を大きく表示しても、お客さんは値上げしたという印象を持つかもしれません。消費税をどう表示していくのか、どのようなものが望ましいのか、まだまだ議論があるようです。それぞれの方法のメリット、デメリットを考慮したうえで自店は何を選ぶのか判断すべきでしょう。

消費税は、消費者が負担するものですが、納税義務は各取引段階の事業者にあります。パチンコ業界は、1年半後の税率アップ時までには万全の準備を整え、お客さんの行動者率の低下を防ぎたいものです。

図3 ■パチンコ頻度別行動者率(%)



KiK NEWS お知らせ



編集後記

小さな一歩

月面に立つて「一人の人間にとつては 小さな一歩だが、人類にとつては大きな飛躍だ」と歴史に残る言葉を残したあのアームストロングさんが8月26日に亡くなった。いまから43年前、1969年7月20日にアメリカのアポロ11号が月に到着、初めて人が地球以外の星を歩いたあの日は満月に近いきれいな月だったことを今でも憶えている。前年の12月10日東京府中市で起きた「3億円事件」の取材で夜中まで働いていた。青白く輝く月を見上げながら宇宙を改めて意識した覚えがある。

宇宙開発費用を削減したオバマ大統領にアームストロングさんは開発の継続を強く訴えたという。謎の多い宇宙の研究。「地球は青かった」のガガーリン飛行士(ソ連)とともに忘れられない人だ。(F)

レモンの心は?

レモンと言えはさわやかなイメージがある。酸味が強く、ビタミンCも豊富。健康にも良さそう。レモンティーはお馴染みだし、「初恋の味」に例えられることもある。ところが米国では「欠陥商品」「不良品」「きず物」の俗語として使われるという。「マイカー イズ レモン」と言えば「俺の車欠陥品なんだ」という意味だそう。

50歳を過ぎ、めっきり老け込んできたと感じている。身体の様子も良いのか悪いのかさえわからなくなってしまう。いつも疲れているように感じるし、そうでないようにも感じる。夜はしっかりと睡眠がとれれば良いが、トイレで目が覚めることも多い。朝までぐっすり眠れることなど月に一度あるかないか程度だ。そもそも運動をしないのが悪いとわかってはいる。だから帰宅する時はせめて隣の駅や、もっと離れた駅まで歩こうと思っている。しかし、いざ行動にうつすと何かと自分勝手な理由をつけて涼しそうな場所に逃げ込み、この計画は終わってしまう。

身体が衰え

老け込むと意志も弱くなるようだし、(H)

誓約書の申し込み先

「店を開くんですが、誓約書関係の書類はどこでもらえるのでしょうか」。全国各地から、機構事務局にこうした問い合わせが連日入ってくる。手続きは組合員(加入予定も含む)の方と所属されていない方では異なる。組合員の方は各都府県方面の遊協を通じて手続きをすることになっており、非組合員の方は直接機構に申し込み頂き、やり取りをすることになる。

そこで改めて誓約書提出の手続きについて説明しておきたい。

各地の都府県方面遊協に加入するホールの場合(既加盟ホールも含む)

誓約書の提出先は所属している各地の組合窓口となる。所定の用紙は各組合事務局が保管しているので、そこから用紙を取り寄せて、必要事項を記入のうえ、同じ組合に提出する流れがとられている。

書類は各地区組合から全日遊連に送られ、所定の手続きを経たうえで機構事務局に回ってくる。

組合に加入されないホールの場合(加入していない場合も同様)

機構事務局に電話やファックスで連絡し、所定の用紙を送るよう依頼する。電話の場合でも、機構事務局で書類を送付するために正確な店名、電話番号などが必要になるので、ファックスで申し込みをするケースがほとんど。送られてきた用紙に必要事項を記載の上、機構事務局に返送する。

新規に開店するケースだけではなく、店名の変更や法人名称の変更、代表者の交代などの場合、誓約書を再提出することになる。ただし、市町村合併などで住所の名称が変更になった場合は、再提出しなくてもいい。機構ホームページでのホール表示は当該ホールに確認のうえ、新住所で掲載することになっている。

機構事務局へのお問い合わせは

電話番号	03-3518-2062
ファックス	03-3518-2063

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関

遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変わります



遊技産業
健全化推進
機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry

おかしいと思ったら すぐここへ

<http://www.suishinkikou.or.jp>
スイシンキコウ